

埼玉県企業立地セミナーin東京の運営支援業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県企業立地セミナー i n 東京の運営支援業務委託

2 委託期間

契約日から令和6年12月27日（金）まで

3 目的

本委託業務は、埼玉県への企業立地をPRする「埼玉県企業立地セミナー」を開催するにあたり、参加者が関心のあるテーマ・講師を効果的に選定し広報することで効果的に運営し、また、基調講演等の様子についてのライブ配信及び当日の録画データを後日オンデマンド配信することで、全国の企業に向けて埼玉県での企業立地の魅力をPRすることを目的とする。

4 イベントの概要

(1) 日時（予定）

令和6年10月17日（木）15時から17時30分

(2) 会場

東京都内のカンファレンス会場（委託者が手配済み）

(3) 主催

埼玉県

(4) 内容

第1部 基調講演、知事・県内市町村長プレゼンテーション

第2部 交流会（参加企業・知事・市町村長）

(5) オンライン配信

第1部のみ（90分程度）をリアルタイム配信

5 業務委託の内容

(1) 基調講演のテーマ・講師の選定、調整等

ア 概要

基調講演は、会場において直接行うものであり、本県への立地予定企業の参加を促し、かつ、参加企業にとって本県への立地の観点から有益となる内容とする。なお、基調講演は30分程度とし、当日の講演を録画したデータについて、後日、オ

ンデマンドでの配信を予定している。

イ テーマ・講師の選定

テーマ・講師は、「ア 概要」を踏まえて選定すること。また、基調講演のほかにも、自治体の広報プレゼンテーションを別途予定しているため、内容が重複しないよう工夫すること。なお、自治体の広報プレゼンテーションについては委託者で手配する。

ウ 手法

- (ア) 受託者は、基調講演のテーマ・講師の選定、講師の日程や資料の調整、講師への支払いを行うこと。ただし、当日の講師の接待については委託者で行う。
- (イ) 基調講演のテーマ、講師の選定を行う際は、事前に複数の候補テーマ、候補者を提示し委託者と協議の上、交渉・決定すること。
- (ウ) 決定した講師との事前打合せなどは、委託者も含めて必要回数を行うこと。
また、当日使用する資料は事前に委託者の確認を行うこと。なお、委託者を交えた打合せの会場や方法は、事前に委託者と協議の上で設定すること。

エ 効果検証

基調講演後、アンケート結果を元に、効果分析を含めた報告書を作成すること。

(2) イベント広報業務

ア 概要

イベントの目的を踏まえ、「イ 広報ターゲット」に向けて、会場への参加又はオンライン視聴に結び付くための広報を実施する。なお、会場定員は80名程度、オンライン視聴者数は配信ツールで可能な人数を目安とし、その他の詳細事項は、受託者、委託者で相談の上決定する。

イ 広報ターゲット

広報ターゲットは、GX、DXに取り組む企業などの経営層・管理職（企画部門・管理部門・製造部門等）に属するビジネスパーソンとする。

なお、埼玉県の企業誘致活動の対象となる施設は、工場（製造業、食料品製造業）、本社、支社、流通加工施設、研究所、アグリテック・フードテック施設（植物工場、陸上養殖施設等）、観光施設（テーマパーク・遊園地、産業観光施設）とする。

会場参加者は、西日本に拠点のある企業を中心として広報を行う。

オンライン視聴者は全国をターゲットとして広報を行う。

ウ 手法

「イ 広報ターゲット」に効果的に届く広報を企画し、実施すること。また、紙面による広報を実施する場合は、二次元コードを掲載するなど、オンライン申込みフォームへの誘導を容易にすること。なお、委託者が別途作成した動画（約8分）の二次利用は可能とする。

- (ア) 受託者が提案する媒体への掲載
 - a 「受託者が提案する媒体」等において、イベントに関する内容を掲載するこ

と。特に、オンライン視聴者を募ることを考慮し、WEB上の広報は必ず実施すること。

- b 開催前の告知については、埼玉県の報道発表に合わせて記事を掲載すること。
- c 掲載文については、受託者が掲載案を作成し、あらかじめ委託者と内容を協議した上で掲載する。

(イ) ターゲティング広報

- a 広報ターゲットとなる対象者に向けて、イベントの告知メール等を送付する。
- b 送付先については、受託者が用意するデータベースを活用する。
- c 送付先について委託者と協議の上で選定する。
- d 受託者が文案を作成し、あらかじめ委託者と内容を協議したうえで送付する。

(ウ) 会場参加者へのアプローチ

- a 受託者が用意するデータベースを活用し、西日本に拠点のある企業の参加を促すアプローチをすること。
- b 参加企業数は、申込状況に応じて別途協議する。

(エ) その他

受託者の強みとなる広報活動を提案、実施する。

エ 効果検証

実施した広報について、その件数や内容などについて、定性・定量双方の視点から効果分析を行った報告書を作成すること。

(3) イベント配信業務

ア 概要

第一部のイベントを撮影し、リアルタイムでオンライン配信する。また、撮影動画は、後日、編集を加えた上で、オンデマンドで埼玉県のHPから配信する。詳細については、受託者、委託者で相談の上決定する。

イ 撮影・配信業務

- (ア) 撮影当日は、3名以上の体制（ディレクター、カメラ・配信担当、スイッチング担当）とすること。
- (イ) カメラは2台（登壇者撮影用・会場撮影用など）以上を用いて撮影し、登壇者の発表資料とともに、オンライン配信ツールを用いて全国に配信すること。なお、オンライン配信ツールについては、ユニーク視聴者数が確認可能なものを使用すること。
- (ウ) 撮影・配信に必要な機材は、受託者にて用意すること。なお、Zoomウェビナーを用いる場合の当該アカウントは委託者が用意する。
- (エ) 当日の撮影・配信に向けて、事前に委託者と十分な協議を重ねるとともに、当日は、運営機材設置、テクニカルリハーサル、進行打合せ、全体リハーサルなど、配信に向けて余裕を持った準備を行うこと。
- (オ) 配信の際に、登壇者の職・氏名のテロップを表示すること。

(カ) セミナーの開催前及び各登壇者の発表前に適切な幕間データを挿入すること。また、セミナーの前後や登壇者による発表の間に、委託者が事前に提供する動画を配信すること。

ウ 録画・編集業務

(ア) 後日のオンデマンド配信に向け、当日の撮影・配信と併せて、録画を行う。

(イ) 録画した内容について、字幕の追加や、登壇者が入れ替わる時の映像の削除、その他、必要に応じてリアルタイム配信時に表示したテロップ以外の表示の追加などの編集を行う。

(ウ) 録画データは、令和6年11月29日(金)までに委託者あてに納品する。

(エ) 納品する録画データは、埼玉県ホームページへの掲載（YouTube）を前提とした仕様とする。

(オ) 視聴用URLの作成、視聴者への連絡等は、委託者にて対応する。

(4) その他

ア 申込みの受理、会場の手配、イベントの動線や参加企業の受付などのイベント運営全般は、委託者にて対応する。

イ イベント視聴の申込みは、埼玉県の電子申請システムを用いる予定であり、電子申請システムを用いた申込みフォームは、委託者にて用意する。また、申込みの受理や視聴者名簿の作成は、委託者にて対応する。

ウ 「(2) イベント広報業務」により委託する広報とは別に、委託者は8月に県政記者クラブに対して報道発表（資料提供）を行う予定である。

エ その他、より効率的・効果的な方法があれば提案に基づく協議は可能とする。

6 業務報告・納品

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。その際、次の内容を添付すること

- ・ 5 (1) エで作成した報告書
- ・ 5 (2) エで作成した報告書
- ・ 5 (3) ウで編集した動画

また、業務終了後、業務完了報告書の提出に合わせて県が実施する検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

7 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切

の義務を遵守させるものとする。

- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748